

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第169号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年12月2日 20時33分ごろ
発生場所	京浜港川崎第1区 川崎東扇島防波堤東灯台から真方位333° 1.8海里付近 (概位 北緯35° 31.26′ 東経139° 45.98′)
事故等調査の経過	平成26年12月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液化ガスばら積船 徳邦丸、997トン 142009、イノガストラスポーツ株式会社 B 油タンカー 博洋丸、981トン 142201、南洋海運株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級海技士（航海） B 船長B、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船尾外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、京浜港川崎第1区の棧橋において荷揚げを終了し、平成26年12月2日20時20分ごろ、入船左舷着けの状態から離棧作業を開始した。 A船は、船長Aが、風の影響を考慮し、機関を半速力後進にかけて揚錨していたところ、揚錨速度が間に合わずに錨鎖が緊張したので、機関を微速力前進として揚錨したところ、船尾が、風によって右舷方へ圧流され、対岸の棧橋に着棧中のB船へ接近した。 A船は、船長Aが機関、舵及びバウスラストを使用して回避措置を採ったが、圧流が止まらずにB船へ接近し、20時33分ごろ、A船の右舷船尾外板とB船の左舷中央部外板とが衝突した。 B船は、船長Bほか7人が乗り組み、京浜港川崎第1区の棧橋に右舷着けの状態に荷役中、A船と衝突した。
気象・海象	気象：天気 快晴、風向 南西、風力 5 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	A船は、船長Aが、衝突の直前、衝突が避けられないと思い、被害軽減のため、乗組員にフェンダーを使用させた。 B船は、作業中の乗組員が接近するA船に気付き、フェンダーを使

	用した。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B なし A 船は、京浜港川崎第1区において、左舷船尾方から風力5の風を受ける状況下、離棧して揚錨作業中、船尾が風によって圧流されたことから、着棧中のB船に接近し、衝突したものと考えられる。 B船は、京浜港川崎第1区において着棧して荷役中、A船が衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、京浜港川崎第1区において、左舷船尾方から風力5の風を受ける状況下、A船が、離棧して揚錨作業中、船尾が風によって圧流されたため、着棧中のB船に接近し、衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・風のある状況下で離棧作業を行う際には、慎重な操船を行い、必要に応じてタグボートを使用すること。